

第12回農協系統の事業・組織に関する検討会議事要旨

1. 時間：平成12年8月9日(水) 14:00～16:00

2. 場所：農林水産省3階第1特別会議室

3. 出席者：委員

岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥村 一則	富山県・農事組合法人サカタニ農産代表理事
神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
岸 康彦	愛媛大学農学部教授
後藤 康夫	農林水産長期金融協会会長
佐藤 晴登	J A山形おきたま代表理事組合長
佐藤三千男	読売新聞論説委員
生源寺真一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
森本 一仁	熊本県・農業者
山田 俊男	全国農業協同組合中央会専務理事
和田 正江	主婦連合会会長

専門委員

篠塚 勝夫	全国農業協同組合中央会常務理事
永井 和夫	全国信連協会専務理事
西村 博之	全国共済農業協同組合連合会専務理事
橋本 勝好	農林中央金庫専務理事
松尾 英章	全国農業協同組合連合会常務理事

農林水産省

経済局長、金融課長、農業協同組合課長、組織対策室長

4. 議題：これまでの議論の整理等

5. 議事内容

事務局より説明資料について説明を行った後、農協青年部、農業法人協会から意見が出され、自由討議に入った。

委員等からの主な意見・質問

- ・ (青年部の意見で、事務局のペーパーと違う点はあるのかとの質問に対し) 特に役員の任期制度や定年制については、青年部以外の者からは、なかなか言い出せないことだと思っている。
- ・ 農協運営の透明性を高めることが重要。理事会での議論経過等を公表するということは、農協役職員の仕事の仕方の改善にも有効。
- ・ 信用事業関係でJ Aグループ全体の総合力を発揮するだけでなく、事業全体としてJ Aグループの総合力を出すべき。そういう意味で新しい時代が始まっている。
- ・ 行政とJ Aグループとの関係は、J Aグループが自己責任でやっていくようにするべき。そういう観点から、中央会の役割について、もっとつっこんだ議論が必要。

- ・ とくに信用事業については、農協をとりまく環境が相当変わってきている。これに対応しないと取り残されてしまう。
信用事業のポイントとしては次の2つ。1つは、JAグループ全体で対応した方がメリットがあることはグループ全体で対応するという事。2つ目は、それを行うときの法制度の裏付けが必要だということ。これに加えて、JAグループ全体としてきちんと行っていくという意思の確認が必要。
- ・ JAグループ全体として団結したからといって、自主性・協同組織性を捨てるということにはならない。
- ・ JAグループ全体として、自主ルールをきちんと作り農協・信連が相互にチェックし合うことが必要。
これを、精神論だけでなく、バックアップするルールを作り、法律で担保することが必要。
- ・ 大口利用者のコストを下げるのが当然と、これまでも何度も指摘されながら、どうしてこれまで改善できなかったのか。特に、資材の価格設定等は、理事会で決定すればできたのになぜできなかったのか。JAグループ全体で知恵を出す必要。
- ・ Aコープやガソリンスタンドの赤字などで、黒字に転換できないものはやめるべき。農協と言えども収支のためには営利を追求し、赤字の垂れ流しはやめるべき。JAグループ全体として知恵を出すべき。
- ・ 農協にもいろいろある。先進事例を他の農協に広めるだけでも全体として相当のレベルアップが図れる。
- ・ 赤字事業を廃止すると、それを利用している組合員が困るということをして殺し文句することはよくない。そこで思考停止しては困る。直面している問題を組合員にわかりやすく説明し、改善していくことが必要。
- ・ 共済の加入推進のために、夜、農家のところに多数の農協職員が一緒にやってきて勧誘を行う。こうしたことを一生懸命やるのは、経済事業の赤字を埋めるためと思う。
- ・ 一斉推進には問題があるが、農協職員が事務所に座って組合員が来るのを待っているのではなく、農家にどんどん足を運んで営業すべき。
- ・ 経済事業等、恒常的な赤字は問題。その赤字を他の事業の収益で埋めれば、他事業の足を引っ張ることになる。赤字を黒字に改善させていくという頭の切り替えが必要。
- ・ 何のためなのJA改革なのか、それをどのように進めるのかということは、末端の農家組合員までなかなか伝達されない。そういうことをきちんとやるのも中央会の仕事。
- ・ 有限会社と農事組合法人等、法人同士の連携を行おうとするとき、現在の農協法ではこのための手法がないため、中小企業の事業協同組合という手法を活用する動きが強まっている。こういう法人同士の連携も農協法の中に位置付けていくべきではないか。

当初、農事組合法人を設立し、その後、経営展開を進め有限会社への転換を

図ろうとした場合、現行法では、一度、農事組合法人を解散し、もう一度設立し直さなくてはならない。もう少し法人形態の転換を行いやすくすることも必要。

- ・ 業務執行体制をしっかりさせることは、常勤理事をしっかり置くことにつきる。制度的な枠組みは整備されているにもかかわらず進んでいない。中央会が、きちんと方針を示して進めていく必要。

討議の後、次回開催の日程につき説明を行い、閉会した。